

# フード・フォーラム・つくば会則

## (名称)

第1条 本会は「フード・フォーラム・つくば」と称する。

## (目的)

第2条 本会は会員相互の有機的連携のもとに、情報と技術の交流を図り研究、開発の振興と地域の発展に寄与する事を目的とする。

## (事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

①定例研究会、見学会の開催、②会で定めた課題の調査研究活動、③国内および海外技術調査研究、交流活動、④シンポジウム開催および講演会の案内、⑤内外技術資料の収集および分析評価、⑥その他目的達成に必要な事項

## (事務局)

第4条 本会事務局は、茨城県つくば市観音台2-1-12  
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 食品研究部門におく。

## (会員)

第5条 会員は個人会員、団体会員の2種とする。

## (会費)

第6条 会員は所定の会費を納入し、会員として登録しなければならない。但し、幹事会が特に認めた団体および技術交流のために招聘した専門家はこれを減免することができる。

1. 個人会員 年会費; 3,000 円  
(大学・官庁の研究者、学生、および当幹事会が個人会員として認めた者に限る)
2. 団体会員 年会費; 30,000 円
3. 会計年度; 4月1日から翌年の3月31日迄の1年間とする。
4. 納入された会費は返還しない。
5. 10月以降の入会に関しては、初年度は半額とする。

## (幹事会)

第7条

1. 幹事会は幹事長1名、副幹事長1名、会計幹事1名及び庶務幹事等を置く。幹事長等は幹事の内から互選により選出し、総会で承認を得る。
2. 幹事会は、幹事をもって構成し、会の事業計画、収支予算、並びに事業及び収支報告を作成し、会運営上の基本的事項を審議する。
3. 幹事は定員およそ15名とし会員の内から選任する。
4. 幹事の任期は通常総会から翌年の通常総会までとする。ただし、重任を妨げない。
5. 幹事会は、必要に応じて書面又は電子メール、それに準ずる電磁的方法を用いた通信手段を用いて開催することができる。

## (総会)

第8条 通常総会は、毎年1回開催する。また、幹事長が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。総会は、必要に応じて書面又は電子メール、それに準ずる電磁的方法を用いた通信手段を用いて開催することができる。

## (議決の方法)

第9条 会議の議事は、出席者の過半数の同意を必要とする。

## 付則

1. この会則は、平成3年4月1日から施行する。
2. 本会の設立当初の幹事は、第7条の規定にかかわらず、別紙役員名簿の通りとし、その任期は平成4年3月31日迄とする。
3. 本会の設立初年度の会計年度は第6条の規定にかかわらず設立日から平成4年3月31日迄とする。

4. 平成 8年4月22日改正、同日施行。
5. 平成13年4月27日改正、同日施行。
6. 平成18年4月24日改正、同日施行。
7. 平成26年7月 3日改正、同日施行。
8. 平成27年7月13日改正、同日施行。
9. 平成28年7月 7日改正、同日施行。
10. 令和元年9月13日改正、同日施行。
11. 令和 2年 7月 17日改正、同日施行。